

横浜市立鴨志田中学校同窓会規約

(名 称)

第1条

本会は、横浜市立鴨志田中学校同窓会(略称を「鴨中同窓会」という。)と称する。

(目 的)

第2条

本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与し、併せて社会に貢献することを目的とする。

(所在地)

第3条

本会の事務局は、横浜市立鴨志田中学校(以下「母校」という。)内に置く。

(事 業)

第4条

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)会員名簿の整備に関する事
- (2)卒業年期ごとの会員との連携に関する事
- (3)会員の親睦・交流事業に関する事
- (4)会の広報に関する事
- (5)母校、母校生徒会及びPTA等との連携・協力
- (6)その他本会の目的を達成するための事業

2 本会は第2条所定の目的に照らして適切であると会長が認める事業につき、これを自ら行い、または会長が適切であると認める第三者に対して協力・協賛することができる。

3 本会は、前項所定の事業に合理的に関連する範囲で、これに付随する事業を行うことができる。

4 本会は、本条所定の事業の遂行のために必要であると会長が認めるとき、その執行を会長が適切であると認める第三者に委ねることができる。

(会 員)

第5条

本会は、次の会員をもって組織する。

(1)正会員

横浜市立鴨志田中学校を卒業した者(在籍していた者で入会を希望し、役員会の承認を得た者を含む)

(2)特別会員

母校の教職員及びかつて教職員であった者

(3)準会員

母校の在校生

(役 員)

第6条

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 2名
- (5) 会計監査 2名

(顧 問)

第7条

本会は、学校長からの推薦を受け、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の求めに応じて、総会・役員会・総務会に出席し、指導・助言に当たる。

3 顧問の任期については、会長に一任する。

(役員を選出)

第8条

役員を選出は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、会計監査は本会の他の役職を兼ねることができない。

- (1) 会長、副会長、書記および会計は、正会員の中から総務会で推薦し、総会に諮り決定する。
- (2) 会計監査は、会員の中から総務会で推薦し、総会に諮り決定する。
- (3) 会計及び会計監査が欠けたときは、役員会において補充選任できる。ただし、役員会が会務に支障がないと認めたときは、この限りではない。

(役員職務)

第9条

役員職務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め定めた順序により、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の事務を処理する。
- (4) 会計は、本会の経理を処理する。
- (5) 会計監査は、本会の経理及び執行に関する監査をする。

(役員任期)

第10条

役員任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長を除く役員に欠員が生じるなど、役員会で必要と認められた場合に補充や増員をすることができる。

3 欠員補充または増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行うものとする。

(幹 事)

第11条

本会に次の幹事を置く。

- (1)学年幹事
- (2)クラス幹事

2 クラス幹事は、卒業年期ごとに正会員の中からそれぞれ各クラスにつき1名ずつを推薦し、会長がこれを委嘱する。

3 学年幹事については、幹事会においてクラス幹事より1名を選出し、事務局に届け出るものとする。

4 幹事の任期は特に定めない。

5 学年幹事は、卒業年期ごとの会員の代表的立場であり、同期の会員との意思疎通および連絡を要務とする。

(機 関)

第12条

本会に次の機関を置く。

- (1)総 会
- (2)役員会
- (3)総務会
- (4)幹事会

2 議決権は出席者に委任し、議事は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の裁量による。

(総 会)

第13条

総会は、会長が招集する。なお、総会の日時・場所は原則として学校ホームページ上で通知し、会長はその他合理的な方法で通知することができる。

2 総会は、役員会の議を経て会長が招集し、次の事項を審議・決定する。

- (1)事業報告及び収支決算に関すること
- (2)事業計画及び収支予算に関すること
- (3)役員を選任及び解任に関すること
- (4)規約の改廃に関すること
- (5)その他本会の運営上必要と認める重要事項

3 総会は会長が必要に応じて招集し、開くことができる。

4 総会の議事は会長が行う。

5 総会を招集することが困難な場合は、総務会をもってこれに代えることができる。

6 総会において正会員以外は議決権を有さない。

(役員会・総務会)

第14条

役員会・総務会は会長が必要に応じて招集し、開くことができる。

2 総務会は、役員と学年幹事とで構成する。

3 役員会・総務会の議事は、会長が行う。

4 会の開催に当たっては、会長が適当と認める場合には、書面、電話・電子メール、その他の通信手段を利用した開催をすることができる。

(幹事会)

第15条

幹事会は、学年幹事が必要に応じて招集し、開くことができる。

2 幹事会は、学年幹事とクラス幹事とで構成する。

3 会の開催に当たっては、学年幹事が適当と認める場合には、書面、電話・電子メール、その他の通信手段を利用した開催をすることができる。

(会員情報)

第16条

会員への連絡手段を主たる目的として、本会は会員の個人情報を収集し利用する。

2 新入会員については入会時に卒業年期の各クラスごとに氏名・住所を記載した名簿を事務局あてに提出するものとする。

3 前項に関わる事務手続きは、母校卒業時の担任教員がそれぞれ担当し進めていただくものとする。

4 会員の個人情報は、事務局で管理する。

5 会員の個人情報の管理にあたっては、各法令にしたがって厳正かつ安全に取扱うものとする。

6 会員名簿は発行しない。

(経 費)

第17条

本会の経費は、会費(終身会費)、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会長は、所定の事業の遂行又はその他本会の運営のために必要と認める場合、その裁量により費用を出捐する権限(会長が適切と認める第三者への委託を通じて出捐する権限を含む)を有する。

3 会員及び本会の目的に賛同する者の寄付については、役員会で審議し、本会の活動に充てるものとする。

(会費)

第18条

正会員の会費は、次のとおりとする。ただし、正会員となる者は、在学中に納入するものとし、これを終身会費とする。

2 前項に規定する入会金の額は、金200円とする。なお、この金額は総務会によって変更できるものとする。

3 会費徴収に関する事務手続きは、母校卒業時の副校長職にある者が行い、進めていただくものとする。

(拠出金品の不返還)

第19条

既納の入会金及びその他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

(会計年度)

第20条

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第21条

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が総務会に諮って定める。

(規約の変更)

第22条

本規約の改正を必要とするときは役員会において決議し、総会で報告するものとする。

2 本会の事務進捗のため、総務会において協議の上、細則を設けることができる。

附 則

1 本会運営上、必要な細目は役員会において別に定める。

2 この規約は、平成27年8月22日から適用する。

細 則

第1条

本会は、規約第4条(5)に基き、部活動等の支援を次のように行うものとする。

- (1) 部活動等大会出場に際して費用の援助を行う。
- (2) 大会出場1回について次の金額を援助する。

| | 個人戦 | 団体戦 |
|------|-----|-----|
| 県大会 | 1万円 | 3万円 |
| 関東大会 | 3万円 | 5万円 |
| 全国大会 | 5万円 | 7万円 |

ア 原則として上記の金額とするが、状況に応じて学校が変更することができる。

イ 出納は事務局で行う。

第2条

本会は、表彰・慶弔を行わない。

第3条

この細則は、役員会の過半数の賛成により改正することができる。

附 則

この細則は、平成27年8月22日から適用する。